

令和 6 年度

法人本部事業計画

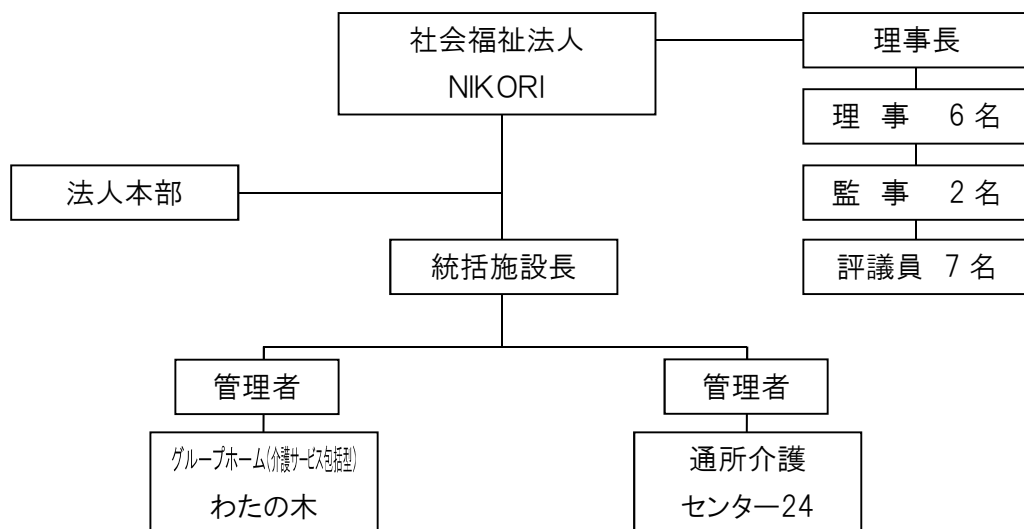
社会福祉法人 NIKORI

1 はじめに

新型コロナウイルスが全国的な拡大をみせてから4年以上が経過しました。昨年5月の5類移行後は、様々なイベントや地域活動が再開し、一部を除いて、コロナ以前と殆ど変わらないような社会となり、メディアでの報道でも、「新型コロナ」の名を聞く機会は大きく減りました。しかし、その一方で、新型コロナは第10波が囁かれ、他のウイルス感染症(インフルエンザ・アデノウイルス等)も例年の感染時期ではない季節に感染拡大を見せるなど、感染症の終焉とは程遠い側面も見られます。当法人としましては、今後も継続的に、感染状況等の客観的な把握を行い、適宜情報提供と方針の修正・変更を実施することで、利用者の健康と日常生活の維持継続ができるよう支援を行って参ります。

当法人の令和5年度は、わたの木(共同生活援助(介護サービス包括型))とセンター24(老人デイサービス)の2事業を柱とし、様々な事業展開や、コロナ以後の暮らしを見据えつつも、目先の感染症対策や、職員の確保など、実務を優先とせざるを得ない状況となった1年でした。令和6年度は、令和6年2月よりスタートした新たな職員体制の下、当法人のモットーである、「住み慣れた街で、働き、暮らし、笑っていたい」を、継続して実現できるよう、現在の業務を今一度見直し、利用者への支援体制や職員の勤務体制などを再検討することで、今まで以上に、利用者の暮らしを主体として積極的に取り組むことができる職業集団となるべく、新たな体制づくりを行っていきたくと考えております。

2 法人の組織



3 理事会・定時評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催

①理事会の開催

令和6年5月・9月・12月・令和6年3月の計4回を予定。必要に応じて臨時の理事会をその都度開催する。

②定時評議員会の開催

令和6年6月を予定。必要に応じて臨時の評議員会をその都度開催する。

③議員選任・解任委員会の開催

評議員の選任・解任が必要になった場合、その都度開催する。

4 監事による監査

年4回、処遇・会計の状況について、監事による監査を実施する。理事会開催月に監査を行い、法人の財産状況及び運営状況について、理事会及び札幌市長に報告する。

5 事業運営

- ・第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業 センター24の運営
- ・第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業（共同生活援助事業）わたの木の運営

[共同生活援助(介護サービス包括型)事業]

○わたの木 [定員65名]

◎二十四軒エリア(5ホーム+サテライト3カ所) / 32名

◎琴似エリア(3ホーム) / 26名

◎発寒エリア(1ホーム) / 7名

6 本年度の重点施策

- (1) 新型コロナウイルス(COVID-19)を含むウイルス感染症への取り組み
 - ①感染状況等考慮し、感染予防対策の継続・検討(現段階での継続事項:ソーシャルディスタンスの維持・密閉密接密集を避ける・手洗い・うがい・マスクの使用・消毒液の使用・換気・食事時の会話(黙食)・施設内設備の殺菌消毒 等)
 - ②検温・体調確認・健康管理の徹底
 - ③発熱時の初期対応(一時隔離・抗原検査(備蓄品)の実施・発熱外来の受診)
 - ④陽性反応時、濃厚接触者該当時の適切な隔離対応の実施。隔離者の生活環境の確保
 - ⑤備蓄品の確保・維持(マスク・フェイスシールド・アルコール・防護服・使い捨て手袋・抗原検査キット 等)
 - ⑥感染状況の把握(全国・地域)、自治体との連携・自治体からの通知等に対する対応

- (2) 長期展望に基づく経営基盤及び経営組織の強化
 - ①経営基盤強化のための事業の見直し・検討と実施
 - ②理事会及び法人本部機能の強化
 - ③各事業の組織強化に向けた、人材の安定確保とマンパワーの育成

- (3) 事業の定着・安定化
 - ①各事業の安定・継続した利用者の確保及びサービスの質の向上
 - ②新規共同生活援助事業の検討
 - ・状況に応じた必要な生活環境の提供。利用者の高齢化や、環境の変化(身体的・経済的)に対応できる環境の整備
 - ③失業等に伴う新規就労先事業所の開拓等

- (4) 社会福祉法人制度改革に対する継続的な取り組み
 - ①経営組織のガバナンスの強化
 - ・理事会＝業務執行に関する意思決定機関として位置づけ
 - ・評議員会＝法人運営に係る重要事項の議決(監督)機関として位置づけ
 - ・監事＝理事の職務執行の監査・計算書類等の監査等
 - ②事業運営の透明性の向上＝財務諸表等電子開示システムの適正な運用
 - ③財務規律の強化
 - ④地域における公益的な取り組みの実施

(5) 利用者サービスの向上とコンプライアンス(法令順守)の徹底

- ①利用者の意向に基づく個別支援計画等の策定
- ②利用者の権利擁護の堅持・関係法令及び法人規程の遵守等
- ③虐待防止委員会を設置。虐待防止規定に基づいた研修の実施

(6) 人材(職員)の確保

福祉職全般において、一段と人材確保が困難になっていく中で、必要とする人材を雇用し、継続就労に繋げていくことは、事業を継続していくうえで非常に重要である。法人事業や勤務内容の魅力を分かりやすく伝えること・雇用環境を整えることに加え、勤務全般を担うのではなく、一部勤務内容に限定する形での求人募集など、募集の形態も多様化することで、必要な人材を確保していくよう取り組む。

① 人誌・ハローワークの活用

法人として求める人物像を提示し、勤務内容を分かりやすく端的に明示する。地域における求人状況と雇用条件を、各求人担当者とも確認のうえ、適宜見直し、訴求力ある求人情報を提供する。宿直専門員等、勤務内容や時間を限定することで、潜在的な求人需要を掘り起こす

②地域における人材の発掘

職員の知人や近隣地域の方々などは、既に法人のことをある程度ご理解頂いており、とても貴重な即戦力となりうる。様々な会話や場面でアンテナをはることで、新たな雇用創出に繋げていく

③ホームページの活用

(7) 人事管理の充実

- ①職員の業務に対する志気の高揚、人権尊重やコンプライアンス意識及び経営感覚の醸成など、今後の法人運営に必要不可欠な人材育成を目的とした、人事考課制度の適正運用
- ②職員各自の職責に基づく職務履行及び組織的履行の徹底
- ③職員研修の充実
- ④働き方改革関連法案施行に伴う各種規程の整備により、労務管理の充実を図る

(8) 非常災害等への安全対策

- ①震災、風雪水害、火災等の非常災害時に、利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画(事業継続計画)を立て、「操業レベル」低下、「操業停止期間」長期化等の弊害を回避するため、法人職員に周知させ、定期的な避難訓練等を行う。

- ②非常用備蓄物品の準備とリスト化による定期的メンテナンスの実施により、非常災害時における利用者の食事確保に努める。

7 地域ネットワークの構築と強化

安心で豊かな暮らしを継続して提供するために、これまで作り上げた地域支援システムの見直しと再構築に向け、地域ネットワークの強化に努め、権利擁護、健康、居住、日中活動、就労、余暇、防災、防犯、コミュニケーション等、あらゆる角度からの利用者支援に向けて活動を行う。

8 職員技能及び専門性の向上

福祉サービスに携わる支援者として質の向上を目指し、各種研修会への参加を積極的に行う。また、研修報告を充実させ職員間で情報を共有することにより、日常の支援業務にフィードバックすることの重要性を考え、一人一人のスキルアップを目指していく。

(1)研修会の実施及び参加(オンライン研修会を含む)

- ①中央情勢についての情報収集を行い、制度改革についての知識を得る。
- ②利用者支援に必要な、様々な知識やスキルを学ぶ。
- ③事業運営管理を行える職員育成のため、外部・内部研修を充実させる。

(2)地域ネットワークの強化

- ①地域の関係機関等との会議に積極的に参加することにより、広い視野と支援ネットワークを構成出来るような人材を育成する。

9 広報活動の充実

社会に広く認知される開かれた社会福祉法人を目指し、社会福祉法人に求められている情報開示に努めることが出来るよう、ホームページでの情報発信を充実させていく。

令和6年度 法人役員・職員名簿

社会福祉法人 NIKORI

<p>法人役員</p>	<p>わたの木</p>		<p>センター24</p>
<p>理事(6名)</p>	<p>共同生活援助(介護サービス包括型)</p>		<p>通所介護・札幌市通所型サービス</p>
<p>武井 眞紀子 安藤 敏郎 池田 啓子 北川 聡子 佐藤 悟 山崎 千恵美</p>	<p>①グループ101 ②グループ101ST ③グループそら ④グループほし ⑤グループほしST ⑥グループりら ⑦グループりらST ⑧オルゴール ⑨エルダー ⑩ヤンガー ⑪リンデン ⑫いどむ</p>		<p>管理者: 木谷 清和</p>
<p>監事(2名)</p>	<p>管理者: 山崎 千恵美</p>		<p>生活相談員: 齊藤 拓</p>
<p>末永 仁宏</p>	<p>サービス管理責任者: 菅原 琢真 世話人: 曾我部佳代子</p>		<p>生活相談員: 葛西 みゆき</p>
<p>中原 明</p>	<p>生活支援員: 武井 眞紀子 野澤 千佳子</p>		<p>介護員: 齋藤 光江</p>
<p>評議員(7名)</p>	<p>安部 香 米田 栄子</p>		<p>山 美雪</p>
<p>石元 憲明</p>	<p>工藤 いづみ 工藤 都寿子</p>		<p>笹森 文子</p>
<p>秋篠 一男</p>	<p>梅田 理絵子 佐々木 和子</p>		<p>木村 明美</p>
<p>川島 志保</p>	<p>南向 伸子 白幡 千秋</p>		<p>看護師: 奥谷 ルリ子</p>
<p>田嶋 良子</p>	<p>夜間宿直専門員: 丸田 貴久 山崎 えり子</p>		<p>阿部 扶美代</p>
<p>青山 恵子</p>	<p>榊原 敦子</p>		<p>薄 早奈美</p>
<p>木村 瑞穂</p>	<p>坂田 美樹</p>		<p>ドライバー: 大島 厳</p>
<p>西谷 友和</p>	<p>吉井 千津子</p>		<p>藤本 純一</p>
<p>法人本部</p>	<p>一戸 裕美</p>		<p>看護師: 阿部 扶美代</p>
<p>山崎 千恵美</p>	<p>菅原 琢真</p>		<p></p>
<p>菅原 琢真</p>	<p></p>		<p></p>

令和6年度

事業計画

わたの木

= 共同生活援助事業所(介護サービス包括型) =

社会福祉法人 NIKORI

基本方針

わたの木は、障害のある仲間たちが地域のなかで安定した暮らしと就労の継続に繋がることができるよう、地域での暮らしに必要なスキルを身に付けるための支援を提供する場として、札幌で働き・暮らしたいと願う高等養護学校(特別支援学校)卒業者・児童養護施設出身者・札幌市外出身の仲間たちが利用し、幅広い年代の仲間たちが地域の中で暮らしている。一般企業で働き続けることを目指し雇用の安定と定着のための支援、同時に、暮らしに必要な(生活スキル、金銭管理、健康管理、人間関係の調整、社会人としてのルール、社会資源の活用等)基礎作りを中心に支援を行っていく。また、様々な事情を抱えた中途利用・緊急利用等のニーズに対し、柔軟に対応し、一人一人の個性に添った支援を行う中で『住み慣れた街で働き・暮らし・笑っていたい』の実現を目指し取組みを図る。

支援方針

1. 常に生活の主体者である利用者が生き生きとして充実した生活を送れることができるように努め、その中で個人の主体性や自発性を育成し、社会人としての自覚を高め、常に安定した充実感を得ることが出来るよう支援する。
2. 健康管理に留意し、利用者個々の健康保持・増進に向けた意識の向上のための啓蒙を行う。
3. 利用者相互の融和と親睦を図りながら、地域生活や一般就労へのモチベーションを継続・向上することが出来るよう支援する。

事業計画

令和2年より、パンデミックと言われ猛威をふるったコロナ禍も、令和5年5月にはインフルエンザと同様の五類に移行し、沈静化に向かってきている。

わたの木利用者の安全健康を守ることを最優先し取り組んできたが、今年度は共生する社会の実現に向け、次のステージへ進んでいくことになる。行動制限が無くなる中、具体的な予防法等は個人の判断に任せられることになり、わたの木を取り巻く状況を把握しつつ、対応を検討していく。

“わたの木”を利用する一人ひとりに対して、新しい生活様式を確立する為、世話人との連携を強化し、生活環境や暮らしのリズムの変化にスムーズに適応できるよう支援、援助を行っていく。地域での暮らしを支える事業として、幅広いニーズへの対応力を備えた支援を展開し、より機能の充実を図る。

◎職場関係

職場開拓

必要に応じ地域の職場と連絡をとり、利用者の適正、職種の選択、雇用主等の理解度、雇用条件を事前に調査し、利用者の『就労の場』を確保することを目指す。又、転職者や失業者各々の状況に合わせた柔軟な対応が必要とされ、ハローワーク・障害者職業センター等々の関係諸機関との連携を図ると共に、地域にある社会資源の活用について検討していく必要がある。

職場訪問

必要に応じた訪問の他、コロナ禍で定着した電話やメールでの対応を定期的に行うことで利用者の作業状況、職場で起こりうる諸問題の解決、調整を図っていく。雇用の安定を目指すとともに、社会人・職業人としての自覚を促す。事業主を始め、一緒に働いている方々の正しい理解を得ることができるよう努める。

職場定着

高等養護学校卒業後、初めて社会人として就労される方も対象とする為、利用者一人ひとりが抱える問題・悩みに対する相談・助言、事業主との連絡調整、保護者、高等養護学校、ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との連携により、就労の安定、継続ができるよう援助していく。

中・高齢化への対応

就労能力や健康状態を支援者が把握、事業所と連絡調整を図ることで、本人に適した労働環境(労働時間・労働内容・給与等)を整え、就労の維持継続を図っていく。一般就労の維持が難しくなった場合、利用者と今後の働き方を検討し、必要に応じて福祉的活動の場を利用する等、年齢、貯蓄、暮らしの希望等から、そのライフスタイルを検討していく。

失業者への対応

利用者の雇用については、雇用率の企業への浸透及び労働者不足の影響もあり、安定傾向が見られている。失業時の各種手続き(国民健康保険、国民年金、雇用保険、ハローワーク等への付き添い等)を始め、一般就労への再チャレンジに向けた支援(職場開拓・就労へ向けたスキルの向上・関係機関と連携等)を強化することが必要となってくる。

◎保護者・各種関係機関との連携

保護者のあり方、考え方が個々の利用者の就労や地域移行を左右することがある。利用者のありのままの姿や問題を保護者と話し合うことにより、相互に理解を深め協力を得ると共に、その状況を把握して保護者の意見・希望も聞き、関係機関との連携の元、利用者本人の望む地域生活への道を探っていく。しかし、利用者の中・高齢化に伴い、保護者の方々も超高齢となり、保護者会として活動することが困難な状況になりつつある。その点を踏まえ、今年度は「保護者会」について、今後の方向について検討する必要がある。

◎日常生活の充実

事業所で働きながら地域で暮らす為に必要な日常生活場面の支援に力を入れ、利用者が地域生活を継続していくことができるようにする。その為の生活スキルマニュアル(生活スキル、金銭管理、健康管理、社会的ルール等々)への取り組み、支援メニューを個別支援計画に盛り込み、明確化していく。

個別支援計画

サービスを利用するにあたり利用者一人ひとりのアセスメントを行い(課題の整理・ニーズの把握)意向を踏まえた上で、その方にとって必要な支援を適確に提供する為に個別支援計画を作成する。その計画に基づいたサービスを実施し、6ヵ月毎のモニタリングを通して利用者と一緒に状況確認を行い、次の支援計画に反映させていく。更に、計画に変更が生じた場合、利用者と協議し速やかに変更する。

- ①利用者の状況把握…個人目標の設定
- ②アセスメント…アセスメントシートにて本人の状態把握、課題整理、ニーズの把握
- ③個別支援計画の作成…到達目標の設定…より具体的な実態に沿った設定を目指す、個別支援計画作成会議にて確認・承認、利用者への確認・承認
- ④個別支援計画の実施…毎月の支援経過を記録(ケース記録・疾病記録等)
- ⑤中間評価と修正…モニタリング、支援計画の中間評価・修正、個別支援計画作成会議にて確認・承認、利用者への確認・承認
- ⑥終了時評価…課題の明確化、目標の達成度、本人の満足度、次期の計画に繋げる

生活スキル

『清潔に暮らす』ことは社会生活において、最も重要且つ基本的な事柄である為、日常生活での取り組みを重視し各々の休日に合わせた個別の対応や、更にはリフレッシュ&クリーンデーを活用し、生活を整えることを身につけるよう援助する。

- 洗顔・歯磨き・整容・入浴等
- 掃除・整理整頓・洗濯
- 挨拶・返事
- 札幌市のルールに基づいたゴミ分別の徹底…市民としてのルール

金銭管理

就労することが大切なように、生活をする上で労働で得た報酬をどのように使い管理していくかも大切なことである。『労働＝賃金＝生活』の関係を体得し、暮らしの優先順位を理解し、計画的使用ができるよう個々の段階に合わせ援助する。

- 小遣い帳の記入
- 小遣い調べ
- 給料計算(予算立て)

健康管理

新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況ではあるが、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減出来るよう、情報の更新を図り対処していく。健康であることが就労継続への第一条件である為、日常の保健衛生面及び精神的・身体的体調面の変化に自ら気づき訴えることができるようにし、日々の予防と自己管理の方向付けをする。疾病等

について協力医を始め近隣の医療機関を利用し、必要に応じ通院支援を通して受診・投薬・静養等について体得できるよう援助する。

- 新型コロナワクチン予防接種（4～5回目）
 - 朝・夕の検温
 - 手洗い・消毒の徹底
 - 正しいマスクの着用
 - ソーシャルディスタンス
 - ポスター等の掲示による情報提供及び注意喚起
 - こまめな換気
 - 三密を避ける（密閉、密集、密接）
 - 黙食
- } 状況に応じた対策の検討

- 不要不急の外出・買物
 - // 外食
 - // 帰省
- } 北海道、札幌市の状況等を考慮し段階的に対応する

- 投薬管理
- 健康診断…年1回（事業所の健診と重なる場合には、事業所を優先する）
- 女性利用者へのガン検診（子宮ガン・乳ガン）
- 体重測定…月1回
- ピリオドノートの活用（女性利用者）

食 事・給 食

健康であることが就労への第一歩であることから、「食育」を重視した取り組みが必要となっている。健康の保持、栄養のバランス、食事のマナー等が図れるよう自らの食について考える習慣や食を選択する判断力を身につけ心豊かな食生活をおくることができる為の援助を目指す。また、飛沫感染のリスクが高い食事の場面では、今後も十分に配慮し感染を防ぐことを優先する。

- 話さずに食事をする…黙食
 - ソーシャルディスタンス・換気
 - 少人数に分ける（早・遅に分ける）
 - 大皿メニューや鍋・ホットプレート料理等の中止…個食
- } 感染症防止対策

- 委託業者との給食会議（月1回）
 - 献立会議（週1回）
 - 嗜好調査
 - 残量チェック
 - 検食簿
 - 自ら購入する昼食⇒「食事」と「おやつ」の区別
- } メニューの工夫
- ・ 親しみやすさ
 - ・ ボリューム
 - ・ 季節感
 - ・ 行事食

ルールとモラル（社会性）

社会人として「約束を守る」こと「約束を守ろう」と努めることの大切さ、更に各々が属する場所でのルールやモラルについて理解できるよう援助する。また、都会で暮らす危機意識・管理を体得し、他人との適切な距離を保つことができるようにする。

社会資源の活用

必要な社会資源の情報提供をすることにより、“地域での暮らし”には多様な形態があることを理解し、より具体的でリアルな将来の“自分の暮らし”に繋げていく。利用者の社会性を高める為に、社会の動きや社会行事等について話し合い、新聞・テレビ・ラジオ等に関心を深めるようにする。コロナ禍において社会資源(外食会、ボウリング、スポーツ観戦、スポーツジム、コンサート、図書館、習いもの 他)の活用を見合せているが、社会の状況を踏まえながら段階を経て活用できるよう検討していく。

『おしゃれ』へのチャレンジ

心豊かに暮らすために、その人その人に合わせた『おしゃれ』へのチャレンジ。街の中で暮らすエチケットとして清潔な身なり、TPO に合わせた服装、年齢相応の衣類の選択ができるよう衣類購入、装飾品購入も含め支援する。

- 新たな消費活動…ネット通販利用の定着←選択肢の広がり

◎安全観念

感染症対策

新型コロナウイルス等のウィルス感染症において、一人ひとりが感染対策にかかわる認識を共有し、今後もウィルスを「持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」ことを継続する。新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省、北海道、札幌市からの通知・マニュアル等に沿った予防、罹患者の速やかな対応に努める。

- 利用者の安全確保
- 職員の安全確保・・・業務の特性上感染リスクが高い為、安全に十分留意する
- 感染対策用備品の備蓄(消毒液、ニトリル手袋、マスク、フェイスシールド、防護服他)
- 各ホームごとの消毒(食卓周り、家具類、家電等の手が触れる所)、換気(共有スペース、居室等)
- 業者・面会者への対応・・・家族の面会については状況を踏まえながら徐々に移行していく。業者等については必要度に合わせ、施設内に立ち入る場合は検温・体調確認、氏名・連絡先を明記してもらう。

業務災害防止

職場において事業主、上司の指示には素直に従い、危険な場所や物品に近づかないように充分注意する。作業中は周囲の環境に左右されないよう集中力・注意力を養う。特に繁忙期は、就労時間の拡大により危険性が増加する為、休日等を上手に活用し体力の回復に努めるよう促す。

交通安全

通勤やその他寮外に出る時は、交通ルールを十分守り、交通量の多い狭い道では一列で歩き、交通機関利用の際の乗車マナーの習得に勤める。

避難訓練

非常の際、速やかに避難できるように訓練し、災害を最小限に食い止め、生命の危険から身を守るように習慣付ける。

- 避難訓練…5月、11月、3月（日中・夜間想定）
- 消防設備点検（総合点検）…5月、11月

非常災害等対策

近年多発している地震・水害等の大規模災害を踏まえ、ライフラインの停止・避難に備えて日頃から防災対策をしておくことで被害を最小限にする為、非常食・水等の備蓄品と照明、暖房、通信機器等の生活必需品を備える。各ホームごとに避難の手順・避難経路確認を利用者・世話人・支援者で実際の避難を想定しながら実施することで、緊急時の迅速な避難に繋げる。また、建物の外壁や広告物等が地震により剥離・落下しないよう日頃から確認するとともに、建物内の物品転倒防止等の措置も講じる。また、防火管理者を中心に日常より防災についての意識が持てるよう様々な機会を通し、避難経路や場所等の周知徹底を図る。

- 災害時用備蓄品（食糧、水、生活必需品等）
- 家具転倒防止ストッパーの設置と家具の安全な配置
- 各ホームごとの避難経路、避難場所の確認

◎自主活動

生活の中で自由に発言できる機会を多くし、利用者の自主性を尊重し、自分達でより良い方向へ活動できるように助言・援助すると共に、地域生活を始めた時、意思や意見を自己発信できる習慣を育てる。

ナッツの会（利用者・地域生活者・職員合同親睦会）

相互の親睦を図ると共に情報交換の場を目指す

ナッツミーティング

月1回、ナッツの会々員が集まり身近なテーマについて話し合っていたが、今年度はコロナ禍での現状に合わせ、少人数、短時間等三密を避けた新たな形態で行い、特に新型コロナウイルス感染症に関する情報、注意喚起を得る場として必要に応じ実施する。

役割・協力

当番は各担当箇所を確実にいき、役割分担に対し責任感と自主性を養うことで、利用者同士協力しあう姿勢を身につける。

○ゴミ当番、共有スペースの清掃 他

環境美化

居室を始めとしたホーム内外の美化に努め、清潔に暮らすことへの意識を育て、地域の中で『さりげなく生活する』ことへの基礎作りをする。

○休日を利用した個別の取り組み

- ・基本的な居室の清掃、整理整頓
- ・洗濯
- ・洗面、歯磨き、整髪、髭剃り等身だしなみの確認
- ・不用品の処理

○リフレッシュ&クリーンデーの取り組み

清潔な暮らしが大切であることを理解できるよう説明し、居室全体(日常行き届かない所の掃除や衣替えも含め)の清掃・整理整頓・洗濯等にポイントをおき、一人ひとりの生活スキルに合わせ援助することで、爽やかで清潔な暮らしを身につける。

- ・衣類整理、私物整理・・・不足物品の確認と補充(衣類購入等)・不用品の処分
- ・衣替え（夏服・冬服、クリーニングの活用） 他
- ・6月、12月、3月 実施予定

◎職員関係

健康管理

年1回の定期健康診断を実施し職員の健康維持につとめる他、2次健診の必要性のある職員には健診を義務付ける。

職員研修

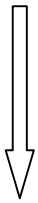
利用者の幅広い障害の特性や年齢とともに変化していく課題等、一人一人のニーズに応えていくことができるのか支援者の力量が問われている。その為、事業所内各会議や更に内部研修・リモートでの外部研修を有効活用することによって、支援者個々人が支援の質の向上に努め、利用者が必要とする支援を展開できる職員集団を目指す。

各種会議

- 全体職員会議(月1回)：統括施設長、サービス管理責任者、その他全職員
- グルッペミーティング(世話人会議)(月1回)：統括施設長、世話人、サービス管理責任者、その他関係職員／各ホームの利用者の近況・課題等について話し合い、対応の確認、課題の明確化、共通認識・方向性、世話人の孤立化防止等に繋げる。
- 個別支援計画作成会議：統括施設長、サービス管理責任者、生活支援員
- 給食会議：統括施設長、担当職員、管理栄養士(業務委託)他
- 内部研修の実施

日 課 表

16 : 00 ~	起床・洗面・検温、部屋掃除、ゴミ出し(当番) ※起床時間・朝食時間は各ホームごとに設定する
16 : 30 ~	朝食・片付け等 ※共有スペース清掃は各ホームごとに決める
~ 9 : 00	各自出勤 各ホーム内消毒・換気



《日曜日》
9 : 00 朝食
清掃後、外出自由

17 : 00 ~	帰寮 手洗い・うがい・検温
18 : 30 ~	夕食・片付け等 入浴 小遣い調べ(毎日~週2回程度) 給料計算(予算立て:月1回) ナッツミーティング(月1回・日曜日) 部屋整理・洗濯・その他
21 : 00 ~	共有スペース清掃(当番制)
22 : 00	就寝(土曜日...23:00頃)

令和6年度

わたの木 年間行事予定

	行 事 予 定
4月	新規利用者受け入れ ナッツだよ 全員集合！！
5月	連休帰省（ゴールデンウィーク） 避難訓練
6月	リフレッシュ&クリーンデー ボウリング大会・昼食会 保護者会
7月	グループ外食会
8月	お盆帰省
9月	個別支援計画面談・モニタリング・作成
10月	健康診断（利用者、職員） ハロウィン
11月	勤労感謝の日 避難訓練 ボウリング大会・昼食会
12月	大掃除 リフレッシュ&クリーンデー クリスマス・大忘年会 年越し
1月	正月帰省 成人式
2月	節分
3月	ひな祭り ミニリフレッシュ&クリーンデー 個人目標の設定 個別支援計画面談・モニタリング・作成 避難訓練 旅立記念パーティー

令和6年度

センター24 (老人デイサービス)

事業計画 (案)

1. 基本方針 1
2. 支援方針 1～2
3. 生活相談 3
4. 健康管理 4～5
5. 送迎サービス 6
6. 入浴サービス 7～8
7. 食事サービス 9～10
8. 介護予防 11～12
9. 年間行事・レクリエーション 13
10. 個別援助計画 14
11. 職員研修 15
12. 事故防止 16～17
13. 地域交流 17

1. 基本方針

通所介護事業は、日中通っていただき入浴や食事、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを、日帰り提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、介護家族の負担軽減を図るサービスを提供します。

介護サービスの提供に当たっては、担当ケアマネージャーが作成した介護計画に基づき介護職員や看護職員など多職種が連携して、利用者の心身機能を維持・向上させるための介護サービスを提供します。

利用空間となる環境については、明るく家庭的な雰囲気を作りレクリエーション等が行える広々とした空間を整えます。

実績目標は、要介護者の受け入れに力を入れて、稼働率70%以上を目指し、年間の介護報酬額3000万円を目標とします。

2. 支援方針

1. 通所介護計画に基づいて、利用者の心身の機能回復を図り利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
3. 地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が総合的にサービス提供を受けることができるよう努めます。
4. 明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「笑顔」で「個性豊かに」過ごせることが出来るようサービス提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うと共に利用者の同意を得て実施する。

6. 健康かつ安全に過ごして頂くために、観察・工夫・援助に関して専門性を発揮し、体調の安定、不調の早期発見、感染予防の徹底した環境整備を行います。
7. 安全な送迎の実施のために、安全教育を徹底し、運転の技術の向上を図り、車輛の管理、日常点検・整備を行い、送迎中の安全性をより重視した体制をとり、利用者・家族にとって事故の無い安全で安心した利用に繋がります。
8. より良い介護サービスの提供には、職員が福祉職員としての専門性を高めることが重要不可欠です。
職員の資質・技術・自主性の向上となる研修機会の提供や福祉資格取得における支援の充実に努めます。

【計画と実行性】

利用者に関わる計画書や様々な行事の計画などマンネリ化ではなく、現在の状況をしっかり見直し計画を立てると共に、新しいことにも積極的に企画し実行してまいります。

3. 生活相談

生活相談員は、利用者とその家族に対して、日常生活や福祉に関する相談支援を行う大切な役割を担っています。

利用者のニーズを把握し、適切な介護サービスを提案し、利用者とその家族の不安や悩みを解消するための支援を行う業務は地域福祉のために欠かせません。

利用者の生活の質を向上させるために必要な情報やサービスを提供・共有し、安心して自立した生活を送ることができるよう支援する役割は、利用者と施設をつなぐ大切な窓口となります。

生活相談員は利用者と家族にとって心強い存在であり、介護保険制度の柱として重要な役割を果たしています。

新規の相談については、施設を理解してもらうために、本人及び家族に見学を勧め、施設の特徴や運営方針を理解してもらい、その後体験をしていただき、納得いただいてから契約という手順ですすめており、新規利用の段階からお互いの信頼関係を構築していくことが大切と考えています。

【相談・苦情】

(1) 生活相談員を窓口として、利用に伴う相談

○新規利用者へは施設案内と体験を通して利用を決定してもらう。

※状況により体験しないで利用となることもある。

○サービス利用の変更及び追加の申し出に対して、希望する日時にサービスを提供できるよう調整する。提供できない場合は、他の利用日を提案いたします。

○利用者の健康に関する相談を行います。

○独居生活者に対する相談として、器具の故障や行政機関からのお知らせなど、生活全般の相談を行います。

○家族及びケアマネージャー、その他関連事業所と利用者の状況や援助方法の相談を行います。

(2) 利用に伴う苦情の受付

○苦情受付窓口として生活相談員が対応していきます。

○基本的な受付時間は8：00～17：00とするが、時間外の苦情も受付けていきます。

【連絡・調整】

デイサービス利用に伴う諸問題、各福祉施設（デイサービス、特別養護老人ホーム、老人保健施設）や各医療機関などの利用相談、諸制度の利用相談の他、在宅生活の継続のために、各種サービス機関との連絡調整を密にし、常に情報交換をすることで、利用者の身体能力や健康状態を把握・共有し、利用時の介助・生活の支援に活かしていきます。

4. 健康管理

利用者の健康状態を観察・把握し健康管理及び健康指導に努め、異常の早期発見・早期対応をします。緊急時は家族・担当ケアマネージャー及び主治医との連携により、迅速かつ最善の対応に努め、必要に応じ持参薬の服用管理を行います。

感染症予防に関しては緩和されていますが、当施設では状況把握をしっかり行い、その中で検討を行いながら感染予防の緩和に対して適切な対応及び対策を図り、安全でかつ快適なサービスを提供します。

- (1) 来所時、スタッフからの情報、利用者との会話、バイタルチェックなどから現在の健康状態を把握し、当日の入浴や集団・個別プログラムに参加できるかを判断し、日中の活動に注意を払います。
 - 手洗い・うがいの徹底
 - マスク使用
 - ※使用に関しては個人判断が基本とされているが、重症化が考えられる高齢者施設の為、緩和に関してはしっかり検討します。
 - 来所時はバイタルチェック、帰宅前は発熱チェックを行います。
 - 健康状態を把握するために、体重測定を行う。その際全身の観察も行い、必要に応じて看護職員に確認対応してもらいます。
 - さまざまな活動中の様子、食事時の安全、水分補給、排泄の有無、歩行状態などに常に気を配り対応します。
 - 利用中の体調の変化、心身において気になることがあった場合本人や家族、ケアマネージャー、訪問看護等への周知に努めます。
- (2) 午前、午後の1日2回の集団体操の他に、介護計画書を元にし、本人、家族のニーズに合わせた、個別プランを作成、実施するとともに、独自の運動プランで元気な身体を目指します。
- (3) 緊急時には、利用者の通院先や近隣の病院の協力を得て最善の処置を行います。
 - 担当ケアマネージャーからの情報、利用者、家族からの通院、投薬状況の確認をとり必要に応じて随時、健康相談を行います。また、利用者が自宅でより良い生活ができるよう他の福祉機関との情報交換を常に行い健康状態、精神状態を把握します。
 - 利用者・スタッフに常に新しい情報を提供し、知識・技術の向上を図り、必要に応じて勉強会を開きます。
 - 緊急時、すべてのスタッフが速やかに行動できるよう緊急マニュアルを周知させ、年2回の救急蘇生（AED）の講習会を実施します。
 - かかりつけ医などを常に見直し、新しい情報を提供します。

(4) 医薬品について

- 日常の処置に支障がないように補充、管理を行います。
- 投薬に関しては飲み忘れ、投薬ミスなどの事故が決して起きないように常に細心の注意をはらい、投薬前に3回（来所直後・薬杯に入れる時、名前を確認して配る時）確認を行います。昼食時においては、本人の着席を確認してから配膳します。
- 普段から薬の飲み忘れのある利用者には、家族に連絡し数回分をセンターで取り置き、状況に応じて服薬してもらいます。

(5) 感染予防について

- 感染症に関しては、徹底して行なうのではなく状況を把握した上で必要に応じた予防を実施し、対応していきます。
- 非常災害が発生した場合であっても適切な対応をする為、研修の実施や訓練を行います。

5. 送迎サービス

利用者の心身状態及び地理的状况を考慮した送迎車両・送迎ルート・適切な職員配置を設定し、無理のない送迎サービスを提供します。

また、自身で戸締まりのできない要介護度の高い高齢者を家族に持つ場合デイサービスに通わせる日は着替えさせたり、戸締まりをしたりするために自宅にいないてはならず、仕事に支障をきたしてしまう方がほとんどでした。しかし、近年の介護報酬改定を受けて、利用者の家族ではなく送迎に付きそいう介護職員でも上記のようなサービスが行えるようになりました。

そして安全運転を念頭に置いた走行及び車両の定期的な点検・整備を行い、利用者の安全確保に注意します。

家族とお会いした際はコミュニケーションを取り、普段の様子や体調の変化等を伺うとともに、デイサービスでの状況をお伝えし情報の共有を図ります。

【 使用車両 】

- ワゴン車(日産 キャラバン)1台 …定員 10名 (うち車椅子 2台)
- 乗用車(トヨタ アリオン)1台 …定員 5名
- 乗用車(トヨタ シエンタ)1台 …定員 6名

【 送迎時間 】

- 迎え … 8時20分 ～ ○送り … 15時00分 ～
- ※ 必要な利用者様には出発前と到着前に電話で時間をお知らせします。
- ※ 定時に到着不可能と判断した利用者においては、電話で早めに連絡を行います。
- ※ 体調などの確認、出発、停止時などの声掛けの徹底を行います。

【 車両管理 】

- 運行前後の点検を必ず行い事故防止に努め、外部・内部の洗車を常に行い安全かつ最適な状況で送迎できるようにします。

【 感染予防 】

- 走行中はエアコンを外気導入し、窓を開けて換気を行います。
- 送迎後には車内のアルコール消毒を行い感染予防の徹底をします。

【 その他 】

- 送りはあくまで利用者宅までとし、他の場所へは希望があっても原則行わないこととします。ただし、緊急時は例外として行うこともあります。
- ご家族の希望により、送迎時間の変更がある場合は可能な範囲で対応していきます。

6. 入浴サービス

利用者の身体状況や認知症状の進行状態が進み、できないことが多くなっているなか、安心して入浴ができるよう車いす対応の機械浴なども使用し、個々にあった介助方法に応じて行える環境を整えます。

また、体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に入浴できるように移動時は必ず介助を行い事故防止に努め安全なサービスを提供します。

身体の清潔を保ち心身ともにリフレッシュしていただき、必要に応じて、在宅での入浴確保のための助言を行ない快適な入浴が出来るよう環境整備に努めます。

【サービス内容】

- (1) 入浴時に体重測定、皮膚観察を行い看護職員に報告、身体状況の変化を把握し、本人や連絡ノートにて家族に連絡します。著しく変化が見られた時は、随時家族、ケアマネージャーに報告を行います。
- (2) 歩行困難な利用者には車いす専用の機械浴を使用し、身体機能に合わせた安全な入浴を行います。また、その際の機械操作には利用者には不快感を与えない様、十分な配慮を行います。なお事情により湯船に入られない場合には足浴を行いながらシャワー浴で対応します。
- (3) 認知症が顕著になり、着脱の行為ができなくなるなど、混乱する利用者の気持ちに寄り添い、個々のADLに応じた介助を行います。移動時は滑りやすい為、必ず付添を行い事故防止に努めます。浴槽の出入りには手すりの使用を行っていただきます。
- (4) 入浴後、処置や着替え交換のある利用者は脱衣場担当が確認し、軟膏塗布などの処置は看護職員が必要に応じて行い、着替え交換は脱衣場、浴室担当、看護職員が連携を取りながら行います。脱衣かごには名前カードを置き、間違いの無いよう配慮します。また、衣類の汚れがある場合は持参している衣類や備えてある衣類（下着を含む）に着替えていただき清潔を保ちます。
- (5) 入浴後は必ず水分補給を行い脱水の防止に努め、必要に応じて整髪、爪切り、耳かき、化粧などの介助を行います。また、疲れが見られる利用者には臥床の声掛けを行い、無理の無いよう過ごしていただきます。
- (6) 利用者の体調変化は些細なことも看護職員に報告、相談を行い、安全なサービスに努めます。
- (7) バスタオルはレンタル品を使用し、利用希望者に提供いたします。
- (8) 湯の温度は42℃に設定し、使用前に適温を確認します。
- (9) 24時間循環風呂のため、レジオネラ症発生防止対策として、塩素による殺菌、週1回お湯の入れ替えを行ないます。又、年1回、専門の検査センターに、レジオネラ菌の水質検査を依頼しております。

【 感染予防 】

- 職員は手袋・マスクを使用し介助します。
- 利用者には入浴直前にマスクを外して頂き、浴後は体調を確認しながら出来る限り早くマスクをつけて頂きます。
 - ※マスクに関しては感染状況により対応を検討します。
- 可能な限り窓を開けて空気を入れ替えを行います。
- 終了後は、脱衣籠や椅子は消毒を行います。

7. 食事サービス

利用者にとって、デイサービスの楽しみの一つとなっている「食事」を、栄養、カロリー、季節感等を考慮し充実した献立を提供していきます。

食事時間は交流を深める場にもなりますが、感染予防のことを常に考慮した工夫をしつつ、行事食・ご当地メニューなどで雰囲気気を配り、個々の疾患や身体状況に合わせた常食・お粥・刻みなどの食事を提供できるように、栄養士、調理師、関係者と連携します。

【サービス内容】

- (1) 利用者の要望や職員の声を反映させるため毎回検食簿をつけ、月1回行う給食会議で栄養士、スーパーバイザー同席のもと、献立内容を見直し、利用者、家族へ翌月分の献立表を配布します。
- (2) 提供する食事は、調理師、栄養士とよく打ち合わせし、食事提供時は食札で間違いがないか確認します。
- (3) 糖尿病、腎臓病、アレルギーなどで食事制限のある利用者には、栄養士が身体状況に考慮した特別食を提供します。
- (4) 高血圧等の生活習慣病を持つ利用者には、食事内容について看護師が必要に応じて栄養相談を行ないます。
- (5) 嚥下機能や体調に問題がある場合は、本人、ご家族、関係機関と相談して粥食、刻み食などに変更します。また、食べられない食材についても都度相談に応じます。
- (6) 落ち着いて食事できるように利用者の要望に耳を傾け、座席等に配慮します。また盛り付けや配膳のタイミングに気を配り、ご飯、みそ汁は直前に盛り温かいものを提供します。敬老会、クリスマスなどのイベント食や月に一度のご当地メニューを取り入れ楽しんで頂けるように努めます。
- (7) 利用者の身体状況を考慮し、必要に応じてエプロンやナプキン、スプーンやフォークを使用し、必要な場合は職員が食事介助しますが、できる範囲で自力にて食べて頂くことを目標とします。また生活動作維持のために下膳作業も見守り支援します。
- (8) 職員は楽しい食事の雰囲気を作り、利用者の体調変化や何気ない会話をよく聞き、職員や関係機関と情報を共有しながらサービスの改善と向上に努めます。
- (9) 嗜好調査を行いメニュー内容や量など適切か確認しより良いものを提供するように致します。

【 感染予防 】

- 手袋・マスクをして準備を行う。
- 食事前は手洗い・手指消毒を行う。
- 向かい合わないように、2人ずつ同じ方向に座る。
- 座席の間にはシールドを配置する。
- 食事中は黙食をお願いしている。
- 食事介助する際にはフェイスガードを使用する。
- 食前後はテーブルと椅子・シールドを消毒する。

8. 介護予防

一般的に、加齢と共に身体機能が低下する傾向にあると言われておりますので、残存機能の活用を図り、廃用性症候群の予防を目的として、機能訓練を実施します。

他者との交流を持つことにより社会的役割意識の獲得と孤立感の解消とともに精神的なリフレッシュを図り、認知症進行予防に繋がります。

また、体調により参加できない利用者や希望されない利用者の活動も身体状況を考慮しながら様々な企画を考えます。アセスメントに基づき個別ニーズに対応したプログラムを選択し、本人の意思を尊重するとともに、意思表示がうまくできない利用者も活動に参加できるように考えていきたいと思っております。

基本概念として以下3つを重点に支援してまいります。

- (1) 発生の予防「高齢者が要介護状態になる事をできる限り防ぐ、または極力遅らせる」
- (2) 維持・改善を図る「要介護状態になってもそれ以上状態が悪化しないように努め、改善を目指す」
- (3) 自立支援「その人の生活・人生を尊重し、できる限り自立した生活を送れるよう支援する」

【運動器機能向上】

運動を円滑に行うためには、安全に心地よく運動できる環境を作っていく。

- 「エコロコやまべエ誰でも体操」・「自立体操」
- 機能訓練指導員が行う集団体操
- 指折り体操・工作作業（折り紙や季節作品など）
- 外出行事（花見見物や公園散歩等の歩行運動を兼ねたもの）
- ホール内
 - ①歩数計を使用しホール内を歩く
 - ②階段昇降
 - ③ステッパー
 - ④楽しんで体を動かすレクリエーション

【口腔機能向上】

食事をよりおいしく、楽しく食生活を営む事ができるためには、口腔機能の向上は重要である。個々の口腔衛生状態に合わせて支援していく。

- うがいの遂行（声掛け）
- ブラッシング

○口腔体操 ①パタカラ体操 ②早口言葉 ③舌体操

【脳機能向上】

認知症予防・改善のために様々な分野のツールを提供する。

○脳の機能向上を意識したレクリエーション

《麻雀・囲碁・オセロ》

・勝つ方法を考え指先を使い脳の活性化とともに、利用者同士の交流を目的とします。

《ジグソーパズル》

・指先と脳を使い、図形の認識、色判別を行い脳の活性化や、一人で行い集中力を養うまたは複数で協力して行い交流を図ります。レベルに合わせて速さやより難易度の高いものに挑戦し達成感を味わいます。

《脳トレプリント》

・ニーズに合った脳トレプリント（クロスワード、計算、ナンプレ、間違い探し等）に取り組むことで、脳の活性化や集中力を養います。継続すること、レベルの高いものに挑戦することなどに目標を決め達成感を味わいます。

【感染予防】

○テーブルや椅子は離して設置する。

○間違い探しや塗り絵は当日使用者分のみ用意する。

○使用した麻雀・オセロ・パズル・色鉛筆などは全て使用後に消毒する。

9. 年間行事・レクリエーション

歳を重ねると聴力・視力が衰えたり、体が思うように動かなくなったり、認知機能が低下したりと、若いときに比べてできないことが増える場合があります。

それに対しまして、レクリエーションによる効果には「関係作り支援」「心身機能の維持向上」「生活のメリハリ作り」をはじめ、「認知症の予防」「症状進行の緩和」など、さまざまなものがあります。

様々な効果を考慮しながら月ごとや季節の行事に合わせたものを提供し、その中で個性を活かした分野を見出だし、レクリエーション・行事を行うことにより、利用者自身が楽しみながら心身機能の維持・向上に繋がるように支援します。

- 四季感を感じ取る ○暦上の流れを理解する
- 社会的参加と交流 ○身体的活動と運動能力の向上
- 精神的安定とリフレッシュ

以上の内容を主な目的とし、非日常生活の様子を充実させ楽しんで頂き、かつ個別ニーズに対応したプログラムを選択していきます。

年 間 行 事			
5月	お花見見物	12月	クリスマス会
6月	種まき	1月	センター初詣
8月	七夕会	2月	節分
	避難訓練		雪まつり
9月	敬老会	3月	ひな祭り
10月	紅葉見物		

<外出レクリエーション>

外出行事については、多くの利用者から希望があります。

特に一人での行動ではなく、数名で楽しむ外出レクリエーションは、近年感染予防の為開催を見送ってはいましたが、今年度は予防緩和の流れから以前行っていた、利用者からの希望が多数ある買物外出などをしっかり状況を考慮しながら安全に対応できるように考えていきます。

【主な活動】

- ①買物外出 ②カラオケ外出 ③おしゃれカフェクラブ外出
- ④ランチ外出 ⑤琴似神社まつり ⑥社会見学（水道記念館など）

10. 個別援助計画

個人のニーズを明確にするため、アセスメントに重点を置き、身体的、社会的、知的、情緒・精神的な目標を設定し、各個人に最適なプログラムを提供します。集団や個人のどちらでも行えるプログラムを提供することで、本人のやる気を引き出し、活動の結果を評価・検討していきます。

【居宅支援事業所】

利用中の様子から、ご家族との情報交換を行い、ケアプランに反映できるようケアマネージャーに報告します。また、緊急性の高い場合は、必ずその都度報告し、調整していきます。

- 居宅サービス計画書を踏まえ、長期目標、短期目標達成のためより詳細なアセスメントをとり、通所介護計画書を作成します。
- バイタルチェック（血圧、脈、検温）、体重、余暇活動の記録を個人ファイル（個別実施）にまとめ、デイサービス利用時の状態の変化を常に把握しておきます。
- 毎月サービス報告書を提出し、ケアマネージャーに情報を伝えます。

【本人及び家族】

家での様子や要望を聞きとり、確認し、来所時の様子を家族にお伝えすることで、本人にとってより良いサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

- 常に本人とコミュニケーションをとり、身体面及び心理面を把握し、本人の希望を踏まえながら、対応していきます。
- 連絡帳を利用しながら利用時の様子やお知らせ等を行います。
- 自宅での服薬管理の確認などを行います。
- 体調不良や緊急時の対応は状況に応じてこちらで直接行います。

【情報の共有】

各自気が付いた点や考えを常に伝え、話し合うことでより良いサービス向上に努めます。デイサービスでの様子をイメージできるように介護記録を行い、ケアプランに反映できるようにしていきます。

- サービス前後の打ち合わせ、職員会議。
- 職員のみならず利用者へも随時必要な情報を伝えます。
- サービス中はボードに書き込み常に情報の共有化を図ります。
- 検討結果の周知を徹底します。

1 1. 職員研修

サービスの質は職員の人格・知識・技能に比例するため資質の向上は本来自己啓発が基本であるが、施設内外の研修及び関係機関の会議等にはサービスに低下をきたさぬよう工夫して、極力多数が参加できるよう努めます。

研修等で得た情報は報告・伝達を行い、職員全員に周知し、共有する様努めます。

施設の方針を明確に理解して、職分に応じた責務を万全に担い、協働できる人材の育成につとめます。

【施設内研修計画】

4月	認知症・認知症ケア
5月	プライバシーの保護
6月	AEDについて
7月	倫理及び法令遵守について
8月	マナー・接遇
9月	身体拘束排除について
10月	事故対応や再発防止について
11月	緊急時の対応
12月	感染症について
1月	事業者の自己評価（サービス向上）
2月	高齢者虐待について
3月	介護技術について

【施設外研修】

- 社会福祉協議会及び全国老人デイサービス協議会
- 介護予防研修会
- 認知症研修会
- リモート研修会

12. 事故防止

安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、利用者が安心して過ごせる環境を提供できるように、職員は常に危険予知を意識し、利用者状況の把握や使用物の安全確認及び点検などの徹底と環境を整える必要があります。

万一、事故が発生した場合は、適切な対応を素早く行い、被害を最小限にとどめるよう職員は常に意識をもち、事故発生原因を究明して、事故の再発がないよう万全の対策を取ります。

(1) 防火・防災

火災の発生は、利用者の生命を危険にさらし、財産も失ってしまうため、絶対に発生させてはならない。防火管理については、最大の注意を必要とする。また、地震・風水害等の天災が起きた時を想定し、避難訓練を実施し、職員や利用者の動きを確認しておく。

- 各警報器、非難誘導設備、消火設備の定期点検及び取り扱い方法の周知・習得
- 自衛消防組織の編成と提示
- 職員、各関係機関への連絡網の確認と提示
- 避難訓練の実施 年2回（8月、2月）
- 避難時の非常持ち出し物確認

(2) 車輛事故防止

毎日の利用者の送迎、行事、レクリエーションでの車輛による移動は常にあるので、運行上の事故防止に努めなければならない。

運転手は常に健康状態に留意し、不調の場合は送迎担当者に申し出、他職員に交代します。

- 添乗者は乗降時の事故防止と乗車中の利用者の把握に努める。
- 悪天候時のライト点灯、冬季の運転には、特にスピードダウン、安全な停止に心掛ける。
- 運転時見えにくい所は、無理をせずに添乗者に確認してもらうか、別の道に変更し、安全な運転を心掛ける。
- 運行前後点検や運行記録簿の記入を確実にし、安全運行の励行及び運転技術の向上に努める。
- 運転前後の車の状況確認。

(3) 誤燕、窒息、転倒、誤薬の防止

高齢者の生活の中で最も危険が多く、常に注意しなければならないことである。食事の配慮や健康状態や服薬状況の把握、利用空間の整備など事前に予防策を考え、安全に努めなければならない。

- 緊急時の医療関係との連絡・調整
- 予防・対応の知識向上に努める。
- 昼食前の口腔体操
- 食事形態の検討と栄養士との相談

(4) 介護事故防止

日々行っている介助なので常に初心を忘れずに安全確認を徹底して介助を行うこととします。特に車いす介助・乗降介助・入浴介助は、事故が多いことが予想されるので注意していく必要があります。

- 車いす・入浴ライナーなどの機器は使用前に必ず点検、確認を行ない。使用時も再度確認を行なう。
- 介助中の段差や坂道などは無理をせずに安全に対応する。
- 車いすでの乗降介助は、リフトを使用するので 2 名での介助を原則とする。
※状況により一人介助の時もあるが、無理せずに安全を優先する。
- 入浴介助の際は移動時や湯船の中での事故が多いことが予想されるので落ち着いて行動することを心掛ける。
また、脱衣場での床のモップがけ(水とり)をこまめに行い、事故の予防に努める。
- 外出介助の時は普段よりも介助者を増やし、ゆとりを持って介助をするようにする。

13. 地域交流

地域交流、ボランティアの導入については、感染予防につき関わりが減少していましたが、今年度は出来る限り関わりを持つ機会を増やしていきたいと考えています。

- 近隣保育園の園児交流
- 定期的なボランティア
- 芸能ボランティア
- 町内会役員としての参加